

平成24年度 入札契約制度等の改正概要について

本市では、入札契約等における、より一層の透明性公平性の向上と、工事等における適正な履行と品質確保を図るため、また、公共工事からの暴力団等の排除及び契約当事者間の対等性の確保等を図る観点から、平成24年度より次のとおり関係する制度の改正を行うこととしました。

(施行日 平成24年4月1日)

1 鶴岡市建設工事指名競争入札参加者の格付に関する規程の改正

鶴岡市建設工事指名競争入札参加者の格付に関する規程における主観的審査事項を下記のとおり改正いたします。なお、平成24、25年度の格付については、新しい規定が適用になります。

別表(第4条関係)に次の主観的審査事項が加わります。

除雪協力	鶴岡市の市道等除雪委託について契約実績がある	10点
地域社会貢献	鶴岡市消防団協力事業所表示証の交付を受けている	5点

2 鶴岡市建設工事請負契約約款等の改正(別紙1 参照)

鶴岡市暴力団排除条例の施行(平成24年4月1日)に伴う公共工事からの暴力団等の排除と、建設業等における契約・取引の対等性の確保・明確化を図る観点から、鶴岡市建設工事請負契約約款等について次のとおり改正いたします。

《主な改正事項と改正約款》

○ 暴力団等の排除

発注者が契約を解除できる場合として、受注者の役員等が暴力団員等である場合等を追加する。(対象:建設工事請負契約及び各種業務委託約款)

○ 発注者・受注者の費用負担を明確化

発注者に帰責事由がある場合には発注者が費用負担する旨を明確化(対象:建設工事請負契約を除く各種業務委託約款)

3 低入札価格調査制度・数値的判定基準の改正(別紙2 参照)

建設業を取り巻く厳しい経営環境を踏まえ、公共工事の低入札による品質低下や下請業者へのしわ寄せの防止に加え、適正価格での契約を推進する観点から、建設工事における低入札価格調査制度(調査対象、調査基準価格及び数値的判定基準の算定方法)を改正いたします。

4 予定価格の事前公表について

入札契約の透明性と公正を図るため、一般競争入札又は指名競争入札の場合における予定価格の事前公表について、次のとおり変更いたします。

変更前	変更後
〈建設工事〉 予定価格(税抜き)1,000万円以上	〈建設工事〉 予定価格(税抜き)500万円以上
〈建設工事関連業務委託〉 予定価格は事後公表	〈建設工事関連業務委託〉 予定価格(税抜き)300万円以上

5 地域建設業経営強化融資制度に係る取扱要綱の適用期間を延長

国土交通省が平成20年8月の「安心実現のための緊急総合対策」を受けて創設した、『地域建設業経営強化融資制度』に係る債権譲渡承諾事務等取扱要綱の適用期間を、平成25年3月31日まで延長いたします。